

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条に基づく事業の停止及び
輸送施設の使用停止処分並びに同法27条第4項に基づく輸送の安全確保命令処分の事案 …… 2

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条に基づく事業の停止及び輸送施設の使用停止処分並びに同法第27条第4項に基づく輸送の安全確保命令処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を千葉運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和6年12月3日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 24F03

1. 事業者の氏名及び住所

株式会社芝山タクシー

千葉県山武郡芝山町境552

2. 予定される処分内容

道路運送法第27条第3項の規定違反による道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止及び輸送施設の使用停止処分並びに同法第27条第4項に基づく輸送の安全確保命令処分

3. 聴聞の期日

令和7年1月27日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271